

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
1 総括評価	<p>男女共同参画の位置づけと理念の浸透 三重県が進めている男女共同参画の推進は、「誰もが参画できる社会をつくり、さらには誰もが参画して社会をつくっていく」新しい社会づくりの基礎となるものであるとの理念の浸透にさらに努められたい。</p> <p>三重県では、「県民しあわせプラン」を着実に推進するため、みえ行政経営体系による県政運営が行われているが、「県民しあわせプラン・戦略計画」で掲げるそれぞれの施策が計画・実施・評価の各段階で、男女共同参画の視点により推進されるよう、しくみの導入を検討されたい。</p>	<p>男女行動参画の理念の浸透については、引き続き全施策が男女共同参画の視点により推進されるよう各部局に働きかけを行う。(生活部)</p>
2 総括評価	<p>男性の参画の取組を推進 男女共同参画社会の実現が男性にとってどういう意義と責任があるのかなど、家庭・地域等への男性の参画を重視した意識啓発及び各種事業への男性の参画の増加に向けた取組を積極的に推進されたい。</p>	<p>家庭・地域等への男性の参加を重視した広報・啓発活動を行うとともに、その企画内容についても検討し、男性参加の増加のため目標値を設定するなど、積極的な取組を行う。(生活部)</p>
3 総括評価	<p>男女共同参画推進のための人権教育 いじめ、虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力及び人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げる、という意味からも、さまざまな側面・機会から人権教育を推進されたい。</p>	<p>県内すべての小・中学校及び県立学校では、「人権教育推進計画」を策定し、学校と保護者・地域住民が連携して人権教育が推進されるよう、各中学校区や県立学校に「人権教育推進協議会」等を設置し、取り組んでいる。平成19年5月現在、「人権教育推進協議会」の設置率は、中学校区で89%、県立学校で73%である。</p> <p>今後も、すべての中学校区や県立学校で、保護者や地域住民が参加する「人権教育推進協議会」が設置されるよう取り組むとともに、各協議会が、学校や地域の人権意識を高める活動に取り組むよう支援していく。(教育委員会)</p> <p>・広く県民を対象に県民人権講座を3回開催また、人権センターアトリウムにてハンセン病回復者の特別企画展を開催しました。また、三重人権フォーラムを11月開催に向け取り組んでいます。人権フォトコンテスト・人権ショートストーリー等についても現在募集しています。パンフレット啓発冊子作成についても取り組んでいます。(生活部)</p>
4 総括評価	<p>審議会による評価・提言の活用 県男女共同参画審議会による評価・提言を実施機関等に周知し、現場の意見を反映しつつ、評価・提言の活用を検討されたい。</p>	<p>「評価・提言」については、事業実施機関への周知徹底を図るとともに、現場の意見を反映させ、男女共同参画の視点で事業を実施する。(生活部)</p>
5 総括評価	<p>一層の総合行政の推進と市町との連携強化 男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進められたい。</p> <p>また、県民に身近な市町との連携を強化し、市町における取組の差の解消について支援しつつ、本施策の推進を図られたい。</p>	<p>男女共同参画推進会議及び同幹事会を活用し、県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう総合的かつ効果的に推進する。また、男女共同参画基本計画(改訂版)を着実に推進するため、第三次施計画を策定し、総合行政において取り組んでいく。また、市町との連携を強化し、基本計画の策定にむけた気運の醸成、取組の支援を行い、市町における男女共同参画の取組格差の解消に努める。(生活部)</p>

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成19年7月末現在)
6 総括評価	<p>男女共同参画行政への適切な人員配置と財源の配分 21世紀の最重要課題の一つであると言われている男女共同参画の推進に関する政策・施策について、ふさわしい人員配置、財源の配分をされた。</p>	<p>男女共同参画の視点に立ち、引き続き職員の積極的登用と適材適所の人事配置を行っている。(総務部) 男女共同参画の推進に関する施策について、ふさわしい財源配分に努める。(生活部)</p>
7 総括評価	<p>新たな取組が必要な分野における男女共同参画の推進 新たな取組が必要な分野である、科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし、まちづくり、観光、環境の各分野における施策の立案・実施において、男女共同参画推進の取組を積極的に進められたい。(新)</p>	<p>科学技術の取組に関しては、研究事業の評価にあたる委員について一部見直し、女性委員の構成割合が平成18年度の17.1%から19.4%に向上した。専門性や特殊性があるため、分野等によっては困難な場合もあるが、今後も均衡のとれた委員構成となるよう配慮する。また、科学技術振興に関する懇話会については、委員の委嘱に際して配慮する。(政策部) 地域の防災力向上を図るため、9月2日に実施する三重県総合防災訓練への地域住民の参画について、市町に対して女性の参加者増に向けた協力依頼をしている。(防災危機管理部)</p> <p>旅館等の女将の会の設立やその活動に対する支援など、女性による意欲的な活動を観光地づくりに活かす取組を進めており、引き続き、「三重県観光振興プラン」に基づき、男女共同参画の視点も踏まえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していく。(農水商工部) あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するとともに、多様な環境教育の場や機会を提供することにより、環境分野に男女がともに参画できる機会の確保に努めました。(環境森林部)</p>
8 総括評価	<p>チャレンジ支援の推進 県の男女共同参画センター「フレンテみえ」等を拠点として、国の労働行政機関、大学等教育機関、市町、各種団体とのネットワークを構築し、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできる、多様な機会が広がるよう、連携して「女性のチャレンジ支援」を進められたい。(新)</p>	<p>女性のチャレンジを総合的に推進するため、関係機関からなる「三重県チャレンジ支援推進連携会議」を設置し、効果的なチャレンジ支援ができるよう体制づくりを進める。また、意欲や能力のある女性等が就業をはじめとした社会参画を行うために、総合的なチャレンジ支援を行う拠点「みえチャレンジプラザ」を設置し、国の事業と連携し、情報提供や相談・アドバイスなど必要な支援を提供できる仕組みを整備する。(生活部)</p>

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
9 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画意識の普及に向け、戦略的な啓発方針を策定する。 実利的な施策を打ち出し、アピール度を高めていくなどの工夫をする。	改訂された男女共同参画基本計画に基づき、第三次施計画を策定し、効果的な取組を行うよう工夫する。(生活部)
10 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	教材開発等により、さまざまな場面で男女共同参画意識の普及に取り組みやすくとともに、例えば大学との連携による広報など、県民への広報等に広がりを持たせるとともに、内容の充実に力を入れていく。ホームページについても、最新の情報を提供できるよう絶えず更新し、コンテンツの充実を図る。	男女共同参画センターにおいて作成した啓発教材の地域での活用を促進し、男女共同参画の理解の促進を図る。また、庁内各部局およびその他各種団体等と連携し多角的な広報活動を展開する。ホームページについては、利用者のニーズに対応し、更なる充実を図る。(生活部)
11 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	相談場面における二次被害(相談機関による対応により、さらに被害者が傷つけられること)の防止のため、各種相談員に対する研修を充実する。なお、研修にあたっては、人権担当部局との密接な連携を図るものとする。	引き続き人権担当部局と密接な連携を図りながら、二次被害の防止のための各種相談員の研修を充実していく。(相談機関のある全部局) 三重県人権センター主催の「相談員資質向上研修」等の機会を活用し、相談員としての資質の向上を図る。 また、人権相談ネットワーク会議等を通じて、人権相談に係る意見・情報の交換や連絡調整などの連携を図る。(生活部)
12 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	市町における男女共同参画推進の取組と常にタイアップすることを念頭に置きつつ、県男女共同参画推進員の資質の向上を図り、同推進員の声を生かしながら、市町における活動の活性化を図る。また、取組が十分でない市町には、その主体性を尊重しながら、必要となる積極的な支援をしていく。	男女共同参画センターにおいて適切な情報・学習機会を提供し、地域のモデル事業、人材育成、調査研究、蓄積したノウハウ等により、市町支援を充実する。 男女共同参画基本計画の未策定等、取組が十分でない市町に対して、その主体性を尊重しながら、重点的に支援を行う。(生活部)
13 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	教育分野での男女共同参画の推進に向け、男女共同参画と、男女平等・人権等との対比を行いながら、男女共同参画について理解を深めていく。さらに、学校等においては、保護者や地域と話し合う機会を設けるなど、学校等が核となり、地域に男女共同参画の理念を広げていく。 話し合いや研修等の内容については、国の男女共同参画基本計画も参考にしながら、用語の適用の仕方に関するものや、誤解をなくすようなものを特に充実していく。 また、教員等を対象に、男女共同参画に関する学習方針等について情報提供を行う機会を計画的に設定する	教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合は、平成18年度の調査で、88.1%であった。今後とも、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める取組を推進していく。 また、各学校で、教職員を対象に、男女共同参画に関する基本計画、方針等を参考にしながら、理念及び用語等の理解の普及につながる研修を実施するよう、県立学校長会を通じて働きかけを行った。今後は、男女がいきいき働く企業等から講師を招くなどの取組を通じて研修内容の充実を図っていく。 平成19年2月には、「ネットDE研修」に新コンテンツ「男女共同参画社会の実現に向けて」を収録し、各学校での校内研修に活用できるようにした。特に初任者研修では、同講座を必ず受講するように指定している。(教育委員会)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
14	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 男女共同参画の推進にあたっては、さまざまな誤解や曲解に対して、新たな概念や国の対応を参考にしながら、考え方を整理し常に答えられるようにしておく。	男女共同参画の基本的な考え方に関するリーフレットを活用し、啓発を行う。また、国の最新動向を常に把握し、男女共同参画の理念、考え方の整理に努める。男女行動参画センターにおいても啓発教材を活用し地域における男女共同参画の理解の促進を図る。(生活部)
15	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 いわゆるインターネット社会では、利用者の誰もが加害者になり、被害者にもなりうることから、利用者一人ひとりに男女共同参画や人権の尊重の視点に立った表現についての理解や協力について、表現の自由に配慮しながら働きかけていく。 また、県民のメディア・リテラシーに関する学習機会を提供していく。	インターネット社会への対応を含め、男女共同参画の視点から県民のメディア・リテラシーを高める学習を支援していく。(生活部) 広く県民を対象として地域情報化セミナーを三重県情報通信基盤協会と共催で2回開催した。(政策部)
16	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 男女共同参画にかかる国際的な取組等に関する情報収集及び情報提供に積極的に取り組む。	男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努める。 中国河南省友好提携20周年・パラオ共和国友好提携10周年に関して幅広い県民の参画を得て記念事業を行いました。経済やボランティアなど様々な分野で交流、協力関係が構築された。(生活部)
17	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 人権研修と関連づけて実施するなど、研修機会の位置づけ等を工夫しながら、全ての学校で研修が実施されるよう推進する。(新)	男女共同参画社会実現に係る校内研修会を実施した学校の割合は、平成18年度の調査では、63.9%であった。研修未実施の学校があるので、研修機会の確保等に努めて全ての学校で研修が実施されるよう、市町教育委員会への訪問を通じて指導助言を行った。 また、平成18年度に「女性の人権に関わる教育」についての学習が行われた学校は、79%で、各学校における人権学習教材「わたしかがやく」の活用率は、41%であった。今後も、すべての学校で「女性の人権に関わる教育」についての学習が取り込まれるよう、また、人権学習教材が活用されるよう、支援していく。(教育委員会)
18	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 男女共同参画を社会全体でとらえて学んでいくよう、副教材開発などの検討も含め、取組を進めていく。 また、地域との協働・交流による授業・講座等も積極的に進めることで、地域社会における男女共同参画について学ぶ機会を設けていく。(新)	各教科等のねらいや学習内容に男女共同参画の視点を位置つけた学校の割合は、平成18年度の調査で88.1%であり、指導した割合は着実に増加している。今後は全ての学校において取り込まれるように、市町教育委員会訪問の際に指導助言を行った。 今後も、教職員の意識を高める取組を進めるとともに、地域の方との協働・交流による授業が積極的に進められるよう働きかけていく。なお、家庭科教育研究会主催の夏期研究会においては、男女共同参画について、一層の取組を進めるよう働きかけを行なった。 副教材の開発等については、生活部と連携して進める。 また、年間3回実施している社会教育主事等社会教育担当者を対象とした研修の場に、男女共同参画について研修する機会を設定することとしている。(教育委員会) 男女共同参画センターにおいて作成した啓発教材を活用し、地域における男女共同参画の理解の促進を図る。(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
19 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	子育てに関する親向けの事業等では、父親・母親ともに学習できる内容にするなど、男女共同参画の視点に配慮して事業を実施していく。 (新)	母親だけでなく、父親も参加しやすいテーマおよび日程の講座を実施し、父親の家庭教育に関する課題など、父親・母親ともに学習できる機会を提供している。(教育委員会)
20 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	各学校において性教育がどのように行われているかなど把握する。子どもの発達段階に応じて、保護者や地域の理解を得ながら、学習指導要領に基づき、学校全体で共通理解を図り、性教育を実施していく。 (新)	平成17年度には、文部科学省の「義務教育諸学校における性教育の実態調査」を実施し、県内義務教育諸学校の取組状況について把握を行った。今後も、各学校において、平成16年度の通知の趣旨を踏まえ、子ども達や地域の実態に応じた性教育が実施されるよう市町教育委員会と協力しながら支援していく。また、すべての県立学校の保健体育科の授業で、年間指導計画に性教育を含めた学習を位置づけて、性教育を進めている。 学校においては、児童・生徒の発達段階および地域の実態に応じて、体育科、保健体育科の年間指導計画に、性教育を含めた保健学習が系統的に位置づけられるよう、指導助言を行っている。また、産婦人科医や助産師などを講師として学校へ派遣し、専門家による指導を行っている。また、性感染症の予防やエイズへの理解などを取り上げた保健指導用啓発冊子を中学生と高校生に配付し、性教育の一層の推進を図っている。(教育委員会)
21 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画に関する県民意識については、引き続き定期的に(2~4年に1回程度)把握する。意識の普及度を測る指標については一つに限定せず、また、男女共同参画について肯定的に評価するよう質問項目の工夫をする。 (新)	定期的に男女共同参画に関する県民意識の調査を行う。その際、質問項目についても複数の肯定的評価の項目を検討していく。(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
22	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 個々の審議会等の登用状況についての評価、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じる。特に、女性委員が参画していない審議会等にあつては、積極的に働きかけを行う。充て職については基準見直しを行うとともに、国等の基準については改善に向けた働きかけを行う。トップが常に男性である団体等に対しては、団体自体の意識を変えていく働きかけをする。	県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、引き続き各部局に積極的に働きかけを行う。 審議会等委員についての国の法令に基づく職務指定に関する各府省の改善の取り組みにあわせ、慣例等の見直しや人材の掘り起こし・育成等について取組を行う。(生活部)
23	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 審議会等委員に男女共同参画について理解を深めてもらう機会を提供していく。	審議会等委員に男女共同参画について理解を深めてもらうため、各部局を通じ情報提供を行う。(生活部)
24	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 県(教職員等)における女性職員の管理職への登用に向け、登用年齢に至るまでの段階でさまざまな職務を経験させるなどの能力開発を行い、人材育成に努めるとともに、女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を整えていく。また、管理職員が少ない原因を把握するため、現状調査・意識調査等を実施し、数値目標設定にあつては、中長期的な登用計画について検討する。 【県(県職員)の女性職員の管理職登用に関しては、別途提言】	平成19年度管理職登用試験から、各職場の推薦者数を男女各1名として、女性候補者が受験しやすくした。また現職校長、教頭への聴き取りによって、女性の、管理職への希望が少ない理由及び職としての魅力等について、意見を聞くよう努めている。(教育委員会)
25	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 市町村合併により女性行政委員等の割合が減少しないよう、市町に働きかけていくとともに、女性の人材育成、エンパワメントの支援をしていく。 (新) 【女性農業委員の登用については、別途提言】	地域において活躍できる人材を育成するとともに、女性の登用に向けた市町の取組を支援する。(生活部)
26	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 職員として、子育ても重要なキャリアの一つであるという県庁全体の意識の醸成を図る。 (新)	平成19年4月より育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入するなど次世代育成支援に関する環境整備を行った。これら各種制度の案内や次世代育成支援に関する情報を職員向けイントラHPに定期的に掲載してきている。引き続きHPの内容充実を中心とした定期的・継続的な周知・啓発を行っていくことで、県職員一人ひとりの次世代育成に対する認識を深めていく。(総務部)
27	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 地域の自立も配慮しながら、必要な支援を行い、地域づくりのネットワーク化を図る。 また、地域の人材リストを整備する。 (新)	地域における人材育成を促進するとともに、そのネットワーク化を図る。 また、人材リストを作成し、女性のチャレンジを支援する。(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
28	雇用等の分野における男女共同参画の推進 国、民間団体等との連携により、さらなる情報提供の拡充を図る。参加者が固定化しないよう、セミナー等参加者の分析を行い、広報手法や開催場所等を検証し、県の地域機関単位での開催など参加者が広がる方策を検討する。	関係機関との連携により、より多くの人に参加できるような場所や内容についても検討する。北勢地域において、商工会議所を含めた関係機関と共催にてポジティブアクション実践研修会を行った。中勢地域においても実施予定である。(生活部)
29	雇用等の分野における男女共同参画の推進 募集、採用、配置、昇進、賃金についての男女間格差(間接差別を含む)の解消に向け、男女雇用機会均等法の実効性が上がるよう一層の普及推進を図る。	広報紙「三重の労働」や、三重県及び「おしごと三重」のホームページに、改正男女雇用機会均等法の解説を掲載した。関係機関と共催にてポジティブアクション実践研修会を行った。(生活部)
30	雇用等の分野における男女共同参画の推進 将来の働き方、職業人としてめざすべき方向などについて考える機会の提供等の支援策について検討する。	「働き方のルール」についてはハンドブックにまとめ、高等学校進路指導教員等への研修を行なったうえで、就職予定生徒に配布予定。現在、ハンドブック作製中。(生活部)
31	雇用等の分野における男女共同参画の推進 多様な就業支援について、企業等への情報提供を進めるとともに、パートタイム労働者等の適正な処遇に向け、啓発の一層の推進を図る。	県内の労使と行政で構成するみえ雇用創出会議において、県内企業及び勤労者を対象とした「仕事と家庭の両立支援」「次世代育成支援」をテーマとした事例発表やシンポジウム等を開催予定。(生活部)
32	雇用等の分野における男女共同参画の推進 多様な考え方を持つと思われる若年層の労働に対する価値観・意識を把握し、若者への就業支援や柔軟な就業形態等の導入を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業予定者を含む若年者等を対象とした合同就職面接会を19年7月にMyeウイングみえで開催(279社525人) ・「おしごと三重」の求人登録の充実を図るため、7月から企業訪問を実施(99社) ・大学生等の職業観の醸成を図るため大学等で職業講話を実施(5校281名) ・より多くの求職者に就職支援サービスを提供するため、四日市、伊賀、伊勢、熊野、尾鷲に出張相談室を開設 ・愛知、岐阜、三重の合同意見交換会に参加(19年7月愛知県で開催) ・各種セミナーの開催 ・若者の早期就職を支援する講座である、三重県産業人材育成講座「就職しま専科」を、19年8月から20年3月までに9回開催予定。また若年者への職業訓練は、県及び職業能力開発機構が連携し、県内に訓練受講機会を提供しており、24講座420名を対象に実施。(生活部)
33	雇用等の分野における男女共同参画の推進 次世代育成支援に関して、300人以下の企業についても事業主行動計画の策定を推進し、取組が進むよう啓発を行う。 次世代育成支援の取組については、みえ次世代育成応援ネットワークの活用が活発になるよう、企業、各種団体及び関係部局の連携を強化する。 育児・介護休業期間中の支援制度について、休業者や企業等のニーズに対応するため調査を実施し、制度の充実を図るとともに、男性も育児・介護休業をとりやすい環境づくりに向けた取組を推進する。	<p>次世代育成支援については、啓発のための企業訪問事業を委託し、企業における次世代育成支援対策をすすめるとともに、一般事業主行動計画の策定届出についての支援を行う。(生活部)</p> <p>昨年6月に発足した「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、現在約500の企業や子育て団体等の会員により、次世代育成支援のための様々な取組が進められており、県も積極的に支援している。</p> <p>また、次世代育成支援に関する県内企業の意識や取り組み実態、労働者が求める支援策、企業の先進的な取組事例、行政等の支援ニーズについての調査を行う。(健康福祉部)</p>
34	雇用等の分野における男女共同参画の推進 企業における働き方の見直しとして、労働時間の短縮を推進し、仕事と家庭の両立を支援するよう、取り組む。	仕事と家庭の両立支援などに積極的に取組む企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度における、今年度の表彰企業の募集を行った。(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
35 雇用等の分野における男女共同参画の推進	ファミリー・サポート・センターの設置促進・充実とともに、費用についても利用しやすいよう改善に向けた働きかけを行う。また、介護支援については、地域で支える取組を推進する。	ファミリー・サポート・センター未設置の市町に対して、状況を把握し、今後の方向性を見出すためのアンケートを行った。(生活部) 平成18年度からスタートした地域支援事業において、各保険者は家族介護支援事業などを実施することが可能。 事業の具体的な取組方法などを情報交換する場として、地域包括支援センター連絡会議を開催し平成18年度には年間4回、平成19年度には7月末現在で2回開催した。(健康福祉部)
36 雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業等における男女共同参画の取組(ポジティブ・アクション)を促進するための施策を講じる。 企業内研修等に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、企業等との連携強化を図る。 【雇用等の分野におけるポジティブ・アクション促進策については、別途提言】(新)	広報紙「三重の労働」や、三重県及び「おしごと三重」のホームページに、改正男女雇用機会均等法の解説を掲載した。 女性の能力発揮や均等待遇などに積極的に取組む企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度における、今年度の表彰企業の募集を行った。(生活部)
37 雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業等のトップを対象としたセミナー等により意識啓発を行う。その際、対象者に関心があるような内容にするなど、参加企業を広げる工夫をする。 企業への働きかけについては、CSR(企業の社会的責任)の取組の促進を関係部局との連携により進める。(新)	広報紙「三重の労働」や、三重県及び「おしごと三重」のホームページに、改正男女雇用機会均等法の解説を掲載した。(生活部)
38 雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業において保育所を設置することが困難な場合、例えば工業団地などで、モデル的に共同で保育所を設置することができるような支援制度について検討する。(新)	企業の状況を把握し、支援制度について検討していく。(生活部) 地域において多様な保育サービスが提供されるように、県単事業により延長保育、一時保育等特別保育実施の支援と小規模の放課後児童クラブへの支援を行っている。(健康福祉部)
39 雇用等の分野における男女共同参画の推進	育児・介護休業取得者に対する貸付制度について、対象者のニーズの把握に努めるとともに、利用したい人に情報が届くよう周知方法を検討する。(新)	6月上旬にPRチラシを作成し、県、地域機関、各市町、産婦人科・小児科医院等に送付し情報を提供した。また、おしごと三重のインターネットホームページにおいて情報提供を行った。なお、9/1発行の鳥羽市広報に掲載予定である。(生活部)
40 雇用等の分野における男女共同参画の推進	津高等技術学校では、短期課程や委託訓練での女性の受講者は多い。ニーズにあったカリキュラムを十分検討して、一度離職した人がスムーズに職場復帰(再チャレンジ)できる機会を提供する。また、離職せずに済む雇用形態を推進し、仕事と家庭(育児)が両立できるような職場環境づくりを事業者へ啓発していく。 離職中、休業中の女性への再就職・復帰に向けた情報提供等について、ワンストップでのサービスの提供ができる体制づくりを検討する。(新)	津高等技術学校では離職者を対象とした短期課程訓練及び委託訓練を実施している。 なお、訓練の実施にあたっては、雇用・能力開発機構と連携し県内への訓練を提供している。 仕事と家庭(育児)の両立などに積極的に取組む企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度における、今年度の表彰企業の募集を行った。 仕事と家庭の両立支援など次世代育成支援については、啓発のための企業訪問事業を委託し、企業における次世代育成支援対策をすすめるとともに、一般事業主行動計画の策定届出についての支援を行う(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
41	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 市町村合併は、農山漁村において旧来の慣習・慣行を見直す絶好の機会であることから、市町と協力しながら効果的な取組方策を検討する。 【女性農業委員の登用促進策については別途提言】	男女共同参画フォーラム等の機会を通じて、農山漁村における男女共同参画推進の先進的な事例紹介・交流の機会を設ける。 市町が実施する普及・啓発や計画策定等の取組を支援する。(生活部)
42	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 農林水産関係の説明会や研修会については、男女がともに参加できるよう、テーマ設定や開催時間等について一層配慮して実施する。	農林水産関係の男女共同参画推進セミナー等では、指導農業士、女性アドバイザー等と相談し、テーマ研修会等の開催を企画している。引き続き、男女とも参加しやすい説明会・研修会を開催実施するよう推進している。(農水商工部)
43	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 漁村女性アドバイザーの認定を進め、漁業分野における実効性のある取組を進める。 また、市町の担当部署と十分連携をとり、農村・漁村女性アドバイザーの活動の場への参加促進を図るとともに、指導的立場にある女性の育成と資質の向上を図っていく。	県農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所が市町担当部局に対し、農業委員会を始めとする各種審議会等への登用を働きかけるほか、地域活性化や教育現場においての女性アドバイザーの活用を薦めている。 市町と連携を深め、特に漁村女性アドバイザーについては、漁協女性部等と連携を図りながら進めている。(農水商工部)
44	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 家族経営協定は、農山漁村女性の地位向上と経営や社会への参画を促進する効果があるので、進まない原因や課題を把握し、締結を一層推進するための取組方策について検討する。	家族経営協定については、近代的な家族農業経営を実現するため、農業分野における男女共同参画の推進とともに農業経営の改善・発展と後継者の育成への効果も注目されている。引き続きPR促進を図り、家族経営協定の締結を推進している。(農水商工部)
45	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行い、各分野に即した効果のある取組を進める。(新)	農業分野における男女共同参画の取組は、引き続き積極的に現状把握を行い、共同参画の推進を進めている。 漁業分野については、漁協女性部との連携を深めて推進を図っている。(農水商工部) 県としては、新規就業者対策は重要と考え、女性を含む就業希望者のために、「しあわせプラン」第2次戦略計画の重点事業に位置づけ、新たな事業にも取り組んでいる。 今後とも林業技能に対する研修等の支援を行うとともに、男女を問わず新規就業者の確保に向けて取り組んでいく。(環境森林部)
46	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 農協、漁協、森林組合、商工会、商工会議所等の各種団体の役員に女性の積極的登用を図るよう働きかける。(新)	今後開催される、商工団体の理事会、所長会議、研修会において、役職員、幹部職員に提言を伝える予定。(農水商工部) 森林組合によっては、本年度役員選任が行われ新理事が決定されたが新役員の女性登用については各森林組合の自主性に委ねられている。(環境森林部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成19年7月末現在)
47 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	商工業等の自営業者向けの両立支援として、優良事例の紹介や、手引き等の作成配付などにより普及啓発を行う。(新)	商工団体女性会等の役員会で情報共有し、各商工団体でのフィードバック、あるいは講習会での講演を通して事例紹介、普及啓発を実施している。(農水商工部)
48 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農家における家族経営協定にみられる役割分担や就業条件に関する取り決め等について商工業等の自営業分野において推進できないかを検討する。(新)	今後開催される、商工会、商工会議所の理事会、所長会議、講習会等の場で、役職員、幹部職員に対して、提案する予定。(農水商工部)
49 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農林水産業、商工業にかかる起業支援のため、女性の参画への配慮をしながら制度の充実と情報提供を進めていく。(新)	産業支援センターにおいて、秋頃にビジネスプランのブラッシュアップ講座など起業家人材の育成を行う予定。また、商工会議所等が開催する創業塾のPRをセンターHPで行っている。(農水商工部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
50 家庭・地域における男女共同参画の推進	男女ともに働き方の見直しを行い、協力して子育て・介護にあたる。また、子育て・介護は社会全体でみていくという意識の浸透を図っていく。そのため、本人・家族・社会全体の意識改革に向けた取組を行う。次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育て・介護技能を向上できるよう支援を行う。	仕事と家庭(育児)の両立などに積極的に取組む企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度における、今年度の表彰企業の募集を行った。(生活部) 仕事と家庭の両立支援など次世代育成支援については、啓発のための企業訪問事業を委託し、企業における次世代育成支援対策をすすめるとともに、一般事業主行動計画の策定届出についての支援を行う。(生活部) 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動、三重県子育て情報交流センターによる情報提供及び今年度から新たに取り組む「子育て家庭応援事業」などを通して、子どもたちや子育て家庭を社会全体でささえあう機運の醸成や意識の浸透を図る。 また、中小企業における次世代育成支援の取組を誘発するため、事業主等を対象にワークショップを開催する。(健康福祉部)
51 家庭・地域における男女共同参画の推進	将来の家庭生活に視点を置き、若い世代に対し、子育て・介護をはじめとする生活技能に関し、学校等で学習機会を提供していく。	平成18年度の調査結果では、各教科等のねらいや学習内容に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合は88.1%であった。また、中学校では技術・家庭科の家庭分野において幼稚園や保育所等で保育実習を実施したり、総合的な学習の時間等に行う職場体験学習を保育機関で実施したりするなど、生徒が育児に関わる機会を積極的に設けている学校も多くある。 県立学校での男女共同参画社会に向けた取組を推進するため、7月に県立学校長会において、「子育て理解教育」リーフレットを配布した。今後、リーフレットを活用し、子育て理解教育が一層進められるよう、さまざまな機会をとらえて各学校に働きかけていくとともに、各学校において男女が共同して子育てや介護などに関わろうとする意識を子どもたちに育むよう、市町教育委員会とも連携して各学校に働きかけていく。 「いきいき子育て体験サポート事業(18年度)」や「親育ち学びの機会提供事業(19年度)」では、未来の親となる世代である高校生が、子育てや親の役割について学ぶ機会を提供している。 また、未来の親となる世代を対象にした、「親の学びのプログラム」を作成し、学びの機会の充実を図っていく。(教育委員会)
52 家庭・地域における男女共同参画の推進	県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について、啓発方法を工夫し、効果のある啓発を進める。	本庁舎及び各総合庁舎で庁内放送による広報を実施している。また、非行防止ハンドブックや啓発物品に広報文を記載して配布した。(生活部)
53 家庭・地域における男女共同参画の推進	ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の設置の促進や一時保育、休日保育、延長保育の充実について、市町と連携して、実情を把握しながら支援を行う。	ファミリー・サポート・センター未設置の市町に対して、状況を把握し、今後の方向性を見出すためのアンケートを行った。(生活部) 延長保育、一時保育等特別保育が拡充されるように、県単事業により支援を行うとともに、放課後児童クラブについても小規模クラブへの補助を行っている。このような支援とともに、市町担当者との意見交換会を開催して、地域の実情の把握を行っている。(健康福祉部)
54 家庭・地域における男女共同参画の推進	4か月、1歳半、3歳児健診時等において、重点的な情報提供と父母に対する精神的支援を行うことを検討する。また、産後の母親のメンタルヘルスについて、産科と地域保健の連携方法を検討する。	「出産前後からの親子支援事業」を実施し、地域医師会と市町のスムーズな連携のための支援を行っていく。6月24日には、産婦人科医師と小児科医師の連携により、出産前から小児科医師が育児指導を行い、市町とも連携しながら育児支援につなげる取り組み(ペリネイタルビジット)のため、研修会を開催した。(健康福祉部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
55	家庭・地域における男女共同参画の推進 高齢者介護について、地域支援のシステムづくりをしていき、相談・苦情・支援の窓口を広げていく。	高齢者の総合相談窓口として設置された地域包括支援センター職員の資質向上を行うために、県は地域包括支援センター連絡会議により事例にかかる意見交換会及び県独自の研修会（7回）を開催したほか、全国での地域包括支援センター研修会（年3回）への参加費用の助成等を行った。 また、介護負担等にかかる調査・分析は、各保険者において第4期介護保険事業計画（平成21年度～）に向けた取り組んでいただき、具体的な施策等への反映に努めることとする。（健康福祉部）
56	家庭・地域における男女共同参画の推進 男女共同参画の地域づくり等を通して、人間関係の強化、人がつながっていける地域形成を行い、地域の子育て機能、高齢者及び介護者の支援機能の強化を図る。子どもを虐待から守る条例の趣旨の普及、周知を重点的に行っていく。	新たな取組を必要とする防災、地域づくり、観光、環境等の分野において男女共同参画を推進し、地域力を強化する。（生活部） 児童虐待防止啓発月間である11月24日に第3回絆・夢フォーラムにおいて、川嶋あいの歌とトークにより児童虐待防止や親子の絆について訴えた。 高齢者の支援機能の強化については、上記55のとおり。（健康福祉部）
57	家庭・地域における男女共同参画の推進 孤立感を抱いている人たちに対し、支援サービスに関するニーズの把握を行い、交流の機会の提供などにより、子育てなどに関する支援を行う。	三重県子育て情報交流センターによる情報提供や研修会、交流会を通して関係者のネットワークづくりの促進を図るとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を支援することで地域と企業の連携・協働による次世代育成の取組を支援する。（健康福祉部）
58	家庭・地域における男女共同参画の推進 NPO等との協働により、地域における男女共同参画施策をより一層推進するとともに、NPO等の育成を支援されたい。（新）	男女共同参画センターにおいて、県民、NPOの参画を促進するため、情報提供、相談、地域のネットワークづくりに関する研修等を行う。 NPOからの協働事業等提案募集については、事業提案1件選定、研究提案1件選定、1件条件付き選定とし、それぞれ提案者と関係室とで協議中である。 また、みえ県民交流センターにおいて、団体情報を県と市町、各市民活動支援センター等で共有化する事業を進めると共に、各市民活動（支援）センター情報交換会を開催し、各センター間の連携・交流の促進を図っている。（生活部）
59	家庭・地域における男女共同参画の推進 高齢者虐待については、地域包括支援センターが窓口となるので、窓口の周知に努めるとともに、高齢者虐待の実態調査を行い、未然防止や被害者支援のためのネットワークを構築し、支援策を検討する。（新）	市町（地域包括支援センター）の高齢者虐待防止担当者を対象とした研修会を2回開催。高齢者虐待防止事例集の作成に向けた市町の事例を収集した。（健康福祉部）
60	家庭・地域における男女共同参画の推進 要介護認定者であって、介護サービスを利用していない人の家族介護は、どのような理由があるのか、家族の負担は大きくないのか等、介護者側の負担度を調査・分析し、過度に家族に負担がかからないよう介護保険制度の適切な運用を図る。（新）	平成18年度からスタートした地域支援事業において、各保険者は家族介護支援事業のほか、各保険者が創意工夫により事業を実施することが可能。 事業の具体的な取組方法などを情報交換する場として、地域包括支援センター連絡協議会を設置し平成18年度には年間4回、平成19年度には7月末現在で2回開催した。 また、家族の介護負担等にかかる調査・分析は、各保険者（市町）において第4期介護保険事業計画（平成21年度～）に向けて取り組んでいただき、具体的な施策等への反映に努めることとする。（健康福祉部）

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成19年7月末現在)
61 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、連携の強化等により質の高いサービス提供に努める。実施したサービスに対する満足度についての調査を検討するなど、常にニーズ把握と事業のフォローが必要である。また、相談機関間の連携強化を図りながら、専門相談機関への適切な紹介等が可能となるよう、各相談機関の窓口機能を強化する。</p>	<p>県・市の婦人（女性）相談員に対し、配偶者暴力相談支援センター主催で年4回の研修を実施するとともに、厚生労働省、内閣府主催の研修に相談員を派遣した。また、関係機関と連携を図るために、県DV防止会議、福祉事務所毎に地域DV防止会議を開催し、研修、情報交換等を行った。（健康福祉部）</p> <p>男女共同参画センターの相談員について、教育訓練計画に基づいた研修に参加することにより、専門知識の取得、資質の向上を図る。また、関係機関の連携組織を通じて、相談、援助体制の強化を図る。（生活部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の定期人事異動後の新体制時に、各警察署担当者を対象とした研修会を開催するとともに、女性被害捜査専科を実施し、女性被害捜査に関する研修を行うなど、担当者の資質の向上に努めている。 ・相談にかかるアンケート調査を実施（平成18年度中の満足度95.1%）し、相談者のニーズの把握に努めるとともに、併せて関係機関との連携を強化して被害者相談の満足度についても高めていく。（警察本部）
62 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>潜在しているDV被害者の実態把握に向けて、潜在しているDV被害者に対するアプローチ方法や相談体制、窓口の周知方法などについて検討し、民間団体等と連携協働した相談支援体制を確立する。</p>	<p>民間団体と連携し、病院・地域の商店等にDV相談機関一覧を配布し、地域の住民に相談窓口を啓発した。（健康福祉部）</p> <p>女性に対する暴力防止セミナー参加者アンケート等を通してDV被害者の実態の把握を行う。</p> <p>また、相談体制や窓口の周知については、女性に対する暴力防止セミナーの実施等により、一層の周知に努める。（生活部）</p> <p>年間を通じて実施しているが、特に11月中を「ストーカー及び配偶者暴力排除広報の推進期間」として設定し、ラジオ、県・市町広報誌、警察署広報紙、交番・駐在所ミニ広報紙等でストーカー及びDV防止法の概要、同対策の特性、早期相談の必要性、警察や配偶者暴力支援センター等における相談窓口について広報した。</p> <p>報道機関に対し、平成18年中及び平成19年上半期の警察におけるストーカー・配偶者暴力対応状況、早期相談の必要性、警察の相談窓口及び配偶者暴力支援センター等について資料提供し、警察の対応等について県民に理解を求めた。</p> <p>県警ホームページ、その他リーフレット等を活用して、各種相談窓口の広報に努めている。（警察本部）</p>
63 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>改正DV法の趣旨を周知徹底しながら、新しく策定された三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画に基づきDV被害者を支えるしくみづくりにつながる意識の普及に努める。</p>	<p>引き続き、健康福祉部生活部連携のもと、積極的に取り組む。（健康福祉部、生活部）三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画に基づき、DV及び相談に関する特集記事を県政だよりみえ8月号に掲載した。（健康福祉部）</p>
64 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>DV加害者の暴力の原因等の解明により、被害者支援及びDV（再発・未然）防止の取組に生かしていく。また、DV加害者更生のための学習プログラム（DVが犯罪であるという意識や、心身に有害な影響を及ぼす言動もDVであるという認識、暴力によらないコミュニケーション等）について情報収集等を行う。</p>	<p>加害者更生プログラムについては、国において可能性と限界が検討されており、国、他都道府県における状況の把握に努めた。（健康福祉部）</p>

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
65 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	別々に行われてきたDV・児童虐待への関わりについて、児童相談センターと女性相談所の連携により、総合的な対応を実施する。	一時保護所に入所する被害者の同伴児童に対し、児童相談所、保健所等を利用し、学習支援、デイケアを行った。また、女性相談所と児童相談所合同のケース検討会議を行っている。(健康福祉部)
66 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。間口を広げ、地域等、雇用の場以外での相談及び支援体制を充実する。	人権センターや男女共同参画センターで相談等を実施し、対応していく。(生活部)総合教育センター教育相談において相談を受け付けており、特に月・木曜日をセクシュアル・ハラスメントに関わる相談日に設定し相談しやすい体制を整えている。また、相談者の心のケアに対応できるように、臨床心理士6名を配置している。(教育委員会)
67 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	新しく策定された基本計画に基づき、被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、被害者が支援を求める市町で支援が受けられるサービス等をスピード感のある具体的施策として実施する。(新)	関係機関と連携し、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所促進、県営住宅への入居に際し優先抽選の実施及びハローワーク等を利用した就業支援等を実施するとともに、生活保護、福祉貸付資金の貸し付けにおいて、DV被害者の状況に即した対応を行った。(健康福祉部)
68 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	医療機関との横の関係を構築していき、県にモデルとなる連携組織の構築を図るとともに、医療関係者全ての人への教育・訓練を実施する。(新)	県DV防止会議について医療機関及び関係機関とDVについての諸課題について情報交換を行った。また、医療関係者に対する啓発として、医師会報に「DVに関する医療機関の役割」と題した記事を連載した。(健康福祉部)
69 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	被害者のニーズに応じた対応ができるよう保護施設の充実を図るとともに、シェルター設置にかかる具体的な支援策を実施する。 また、みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、ボランティアによる支援活動や、犯罪被害者シェルターの設置が検討されているので、同支援センターとの連携を図る。(新)	一時保護所に緊急保護されるDV被害者に同伴する児童が多いことから、児童の処遇に適切と考えられる児童養護施設1箇所新たに一時保護委託を開始した。(健康福祉部) ・一時保護施設となる公的施設等の確保に向け、関係機関と連携を一層強化し、より具体的な支援施策を検討していく。 ・社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを中心としたボランティア支援員による支援活動の普及啓発に努めている。(警察本部)
70 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	通訳体制の確保など、外国籍DV被害者への相談支援体制を早急に確立する。(新)	外国人被害者に対して、必要に応じ、通訳の確保、同行を行った。(健康福祉部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
71	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理ができるようにするための健康教育、相談体制の確立や、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持、増進ができるよう、性別に基づく生涯を通じた健康管理に向け、トータルな健康管理システムを構築する。 また、性差に応じた確かな医療を受けられることも必要であり、性差医療の知識の普及を図る。	県民の健康保持・増進のためには、生涯を通じて共通の基盤にたった保健サービスを継続的に提供することが重要であり、三重県地域・職域連携推進協議会を設置して、健康づくり支援体制を整えた。 性差医療の知識の普及については、医療機関への啓発と県民に対する性差医療に関する医療情報の提供が必要であることから、病院協会の人権研修事業において、性差医療にかかる研修を実施するよう依頼するとともに、「医療ネットみえ」により、女性外来など専門外来診療の情報提供を実施している。(健康福祉部)
72	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 自殺や引きこもりについて、三重県内における状況や原因の把握を行い、関係機関と連携しながら、対策を検討する。	平成18年度に三重自殺予防対策推進協議会を設置し、県内における現状の把握や対策を検討しています。 また、地域、学校、職域を対象にリスナー指導者研修を開催し、心の健康づくりの指導者のスキルアップや関係機関との連携に取り組んでいます。(健康福祉部)
73	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 平成15年度から実施している不妊専門相談についてニーズ等の分析を行い、必要となる機能を充実させるとともに広報の充実を図る。	昨年度にニーズ調査を実施した。不妊検討会で結果を分析し、今後の不妊専門相談センター運営に反映していく。また、リーフレットや啓発用カードの配布を行い、雑誌に広告を掲載するなど、相談センターの周知を図った。(健康福祉部)
74	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 不妊治療に対する経済的支援のさらなる充実と、働きながら不妊治療を受ける場合に、仕事と両立しやすいよう環境整備に努める。	助成回数が年度1回から2回に増え、所得制限額も650万円未満から730万円未満に緩和し、共働き夫婦にも助成が受けやすくなった。(健康福祉部)
75	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 三重県における父子家庭の実態及び公的な提供サービスについて把握を行い、相談機能も含めて支援を充実させる。 【父子家庭・母子家庭の支援については、別途提言】(新)	「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援を図るため保育サービス等の充実に努めるとともに、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」等を実施している。(健康福祉部)
76	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 生涯を通じた男女の健康支援については、特に妊娠・出産、育児、介護、仕事等から生じるストレスに対するこころの健康づくりを支援するため、安心して相談できる体制等を充実する。 (新)	保健所において、市町の母子保健事業と連携して、こころの健康づくり講演会や、相談等を実施している。 また、こころの健康センターにおいても、電話相談及び来所相談を実施するとともに相談対応者のスキルアップ研修を行い、相談体制の整備、充実を進めている。(健康福祉部)
77	生涯を通じた男女の健康と生活の支援 日常生活圏において、安全・安心に子どもを産み育てられる環境を提供できるよう、産科医・小児科医の確保と適正配置を国等の関係機関に働きかける。(新)	「三重県医師修学資金貸与制度」、「ドクタープール制度」及び「みえ医師バンク制度」等により、へき地医療、小児医療及び産婦人科医療等に従事する医師の確保に取り組むとともに、医師確保にかかる抜本的な対策を講じるよう、国家予算要望の機会に国に対する要望活動を行った。(健康福祉部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
78 計画の推進	県職員の意識調査等により、全ての県事業が男女共同参画の視点で実施されているかを調査し、その結果を踏まえ、県職員それぞれの意識として男女共同参画の視点を持つよう、研修等により意識の普及を継続的に行う。	平成17年度に実施した、男女共同参画に関する三重県職員意識調査の結果を踏まえ、全ての職員が男女共同参画の視点を持つよう職員研修に反映する。(生活部)
79 計画の推進	市町長をはじめ各界のトップ層へ、効果的な手法により男女共同参画意識の浸透を図る。また、県男女共同参画推進員制度については、引き続き存続させ、効果的に機能させていく。	市町や企業等のトップ層への働きかけは重要であり、セミナー等の実施により浸透を一層進める。また、地域で男女共同参画を進める人材については、今後も育成していく。(生活部)
80 計画の推進	三重県男女共同参画センターは、専門性を強化し、各種調査研究、教材開発、ノウハウの移転などにより、市町の取組を支援する。	センター機能を充実させるとともに、市町が円滑に事業展開できるように、センターのノウハウの提供や市町の事業企画・運営相談、協働事業の実施によりその取組を支援する。(生活部)
81 計画の推進	男女共同参画の地域づくり等を通じてネットワーク化と地域力の強化を図るとともに、市町等に対しては、主体性を尊重しつつ、条例制定・計画策定・意識普及に向けた効果的な事業展開などについて情報提供を行い、積極的に支援する。	地域で男女共同参画に取り組む住民等に、他地域の住民等との広域的な交流機会、情報交換の機会を提供する。 また、市町の男女共同参画基本計画の策定については、策定市町割合の目標を定め、必要な情報提供・協力・支援を行う。(生活部)

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成19年7月末現在)
<p>82</p> <p>計画の推進</p>	<p>県（知事部局等、教育委員会、警察）の次世代育成支援の取組について、明確な目標値を設定し、職員との対話などにより的確にニーズを把握しながら、積極的に取り組んでいく。特に男性の育児参加を促す意識の普及や、仕事と家庭生活の両立支援については、短時間勤務や在宅勤務制度等の多様な勤務形態の導入検討を含め、充実を図る。（新）</p>	<p>次世代育成支援の取組については、労使協働委員会男女協働小委員会においても議論しており、平成18年12月には同委員会地域別懇談会を2庁舎で開催し、職員との意見交換を行った。それらの意見も考慮しながら、平成19年4月より育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入するなど次世代育成支援に関する環境整備に取り組んだ。これら各種制度の案内や次世代育成支援に関する情報を職員向けイントラHPに定期的に掲載してきている。</p> <p>平成18年度の男性職員の育児休業取得率は6.38%（計画における指標は3%）であったが、年度によるばらつきがあり安定した取得率の向上には至っていないため、引き続き、HPを中心に男性職員向けの情報提供を充実させるなどの周知・啓発を図る。</p> <p>また、平成19年5月の法律改正を受けて、短時間勤務について今後具体的に検討を行っていく。（総務部）</p> <p>「子育て支援アクションプラン」の進捗を管理するため、教職員にアンケートを実施しニーズの把握に努めた。また、次世代育成支援推進委員会を開催するとともに、平成19年度取組方針を確認し、プランの見直しについて検討を始めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの出生時における男性職員の休暇取得の促進や育児休暇を取得しやすい環境整備等の推進に努める。 ・平成18年度の育児休業取得率は、女性100%、男性0%。 ・警察職員の一人当たりの年次有給休暇取得日数は、5.4日。（平成18年12月末）

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成19年7月末現在)
83 重点項目	第一 県職員における女性の管理職への登用拡大	<p>「女性登用の推進」を平成19年度人事異動方針の項目の一つに掲げ、管理職等への登用や様々な業務を経験する中でマネジメント能力を培う取組を行ってきている。</p> <p>また、労使協働委員会男女協働小委員会において、女性職員の登用や次世代育成支援の取組などについて議論しており、平成18年12月には同委員会地域別懇談会を2庁舎で開催し、職員との意見交換を行った。それらの意見も考慮しながら、平成19年4月より育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入するなどの職場環境の整備に取り組んだ。今後も次世代育成支援についての周知啓発や短時間勤務制度導入の検討などを行いながら女性職員を取り巻く職場環境をより整える取組を行っていく。(総務部)</p> <p>三重県職員等採用試験説明会において、「女性のための説明コーナー」を設置したほか、三重県職員等採用案内ホームページに「女性職員の声」を掲載し、女性向けにPRを行っている。(人事委員会)</p>
84 重点項目	第二 雇用等の分野におけるポジティブ・アクション促進策	<p>広報紙「三重の労働」や、三重県及び「おしごと三重」のホームページに、改正男女雇用機会均等法の解説を掲載した。</p> <p>関係機関と共催にてポジティブアクション実践研修会を行った。女性の能力発揮や均等待遇などに積極的に取り組む企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度における、今年度の表彰企業の募集を行った。(生活部)</p> <p>公共工事の総合評価方式の評価項目に「男女がいきいきと働いている企業」の受賞と、就業規則への育児休業制度の記載の有無が加えられた。公共工事の入札において、平成19年5月から、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰の受賞を総合評価方式の新たな評価項目として拡充したところで</p> <p>格付け等への反映については、今後も検討してまいります。(県土整備部)</p> <p>総合評価方式の一般競争入札は県の各機関が実施するため、男女共同参画の取組を評価項目に入れるよう啓発することが必要であることから、各機関に対し、具体的な手続等を説明するための「総合評価方式の手引き」(仮称)の作成に着手した。(出納局)</p>
85 重点項目	第二 女性農業委員の登用促進策	<p>市町あたりの女性登用率の向上を目標として、働きかけを継続している。</p> <p>選任委員による女性農業委員の登用については、地域機関が中心となり、市町首長・農業部局に対して強い働きかけを継続している。選挙委員については、女性が立候補しやすい環境づくり、女性アドバイザーを中心とした担い手人材の育成に引き続き取り組んでいる。(農水商工部)</p>

3 平成18年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成19年7月末現在)
86 重点項目	第三 男女共同参画の視点で見た父子家庭・母子家庭の支援	<p>1 子育て支援や生活の支援策 延長保育や一時保育等を実施する市町の支援及び保育所の多機能化の促進を行うため、県単独事業で次世代育成支援特別保育推進事業補助制度を設け、市町へ支援を行っている。 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施し、一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に家庭生活支援員の派遣を行っている。</p> <p>2 就業支援策 「母子家庭自立支援給付金事業」実施し、母子家庭の就業支援及び自立を支援している。また、市福祉事務所に対しても給付金制度の実施に向け、推進を依頼している。 また、県母子福祉センターに就業相談員を設置し、地元企業への訪問活動や情報収集を通じて、母子家庭の母等の求人開拓を行うとともに、職業紹介所を開設して就業支援を行っている。</p> <p>3 経済的支援と養育費の確保等 児童扶養手当の平成20年度一部停止を含めた見直しについては、現在国において作業が進められている。 養育費の確保等、法律上の問題については、県母子福祉センターで、弁護士による無料特別相談事業を実施している。</p> <p>4 的確な情報提供と相談体制 会議・研修会に際し、母子寡婦福祉施策の説明を行い、啓発に努めている。 県母子福祉センターのホームページを充実し、広報に努めている。 また、県母子福祉センターの指定管理者である県母子寡婦福祉連合会においては、自立に向け頑張っている母子家庭の母や寡婦のための職業紹介所を開設した。</p> <p>5 自立促進計画の進捗管理 「ひとり親家庭等自立促進計画」は数値目標を設定する計画にはなっていないが、現在実施している事業の充実を図っている。 (健康福祉部)</p>